

「改正民法」の試験に出るところだけ得点源にできる！

根本正次のリアル実況中継

## 『司法書士 合格ゾーンテキスト 改正民法 ここがこう出る！』

緊急発刊のお知らせ 《2020年1月下旬発刊》

執筆: 根本 正次(LEC専任講師) / 編著: 東京リーガルマインド

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、独学者向けの司法書士試験合格対策本を1点発刊いたします。

2020年4月に債権法改正が施行されることにより、さまざまな資格試験において、旧法から新法への対応が必要となります。とりわけ民法分野と関連が深い司法書士試験においては、施行後初の試験となる7月の本試験に向けて準備が必要です。

膨大な学習範囲に、さらに改正民法への対応も加わる受験生には、効率よく改正法について学習できる教材が求められています。そこで、司法書士試験での出題でも、民法の「出題される」「得点源になる」改正法に絞って学習できる教材として本書を制作しました。2019年に発刊以来、好評の『司法書士合格ゾーンテキスト』シリーズを執筆した根本正次 LEC 専任講師が、改正法講義でのノウハウを凝縮した珠玉の一冊です。本書は、「多くの労力を改正法の学習だけにかけるられない」「とにかくもう時間がなく、点数がとれる範囲内でギリギリ何とか間に合わせたい」という受講生から寄せられる声を基に、最小の力で最大の効果が引き出せるよう、試験で点数に直結する改正部分だけに特化し、編集しました。

LEC オンライン書店にて2020年1月14日より、全国書店にて1月下旬より発売します。

### ◆平成29・30年改正のうち、司法書士試験において点数に直結する改正部分に絞って解説

平成29年債権法改正、平成30年相続法改正を、「重要度の高い改正点」と「重要度の低い改正点」にズバッと斬る！

本試験で得点源となりうる改正点に絞ったうえ、さらに時間をかけず理解がすすむよう、以下のように構成しました。

- [重要度の高い改正点][重要度の低い改正点] ⇒ テーマごとに大胆にセグメントしました。
- [改正のポイント] ⇒ テーマの冒頭で、何を意識して進めるかを根本講師が黒板に書き出します。
- [ここがこう変わった！] ⇒ 旧法から新法へと変わったところがひと目で比較できるように並べました。
- [～かんたん事例でみてみよう～] ⇒ 概念の理解を本文で進めながら、より具体的にイメージ化するために図表を掲載。関係関係・構造をイラストで見ること、理解を促進します。
- [条文 CHECK] ⇒ 改正の骨子となる条文を掲載。本試験では条文がそのまま出題されることもあるため、掲載しています。
- [確認問題] ⇒ テーマの最終には、理解度をはかるため、過去問からセレクトした確認問題を設置しました。なお、×肢には「一言解説」を付けました。正誤に一喜一憂するのが目的ではなく、なぜ自身の選択が間違ったのかを示しています。

## ◆著者プロフィール



### 根本 正次 (ねもと しょうじ)

2002年より講師として教壇に立ち、専門受験生や学習経験者をはじめ、今日まで初学者から上級者まで幅広く受験生を対象とした講義を企画・担当している。

講義方針は「細かい知識よりもイメージ・考え方を重視すること。」

熱血的で講義の随所に小噺・寸劇を交えた受講生を楽しませる「楽しい講義」をする講師でもある。また、過去問の分析・出題予想でも、多くの合格者から絶賛されている。

2019年には、『根本正次のリアル実況中継 司法書士合格ゾーンテキスト』シリーズを執筆。発刊。

## ◆書籍概要

タイトル	根本正次のリアル実況中継 司法書士 合格ゾーンテキスト 改正民法 ここがこう出る！
著者	根本 正次 執筆 LEC 東京リーガルマインド 編著
発行	株式会社 東京リーガルマインド
定価	2,400 円＋税
版型	A5 判 並製
頁数	217 頁
ISBN	978-4-8449-8123-7
発刊日	2020 年 1 月下旬



## ◆書籍内容イメージ

●本書の使い方

本書は、**図表→説明**という構成になっています（上に図表があり、その下に文章が載っています）。

本書を使うときは、「図表がでてきたら、その下の説明を読む、その講義を読みながら、上の図表を見ていく」、こういうスタイルで見えていってください。

そして、最終的には、「図表だけ見たら知識が思い出せる」というところを目指してしてください。

**点数に直結する改正部分のランク付け**

- 重要度の高い改正点（→各編の【第1章】）
- 重要度の低い改正点（→各編の【第2章】）
- 新しくできた制度（→各編の【第3章】）

自分が到達したいレベルに合わせて読む部分を厳選して行ってください（※詳細はii, iiiページ）。

**改正のポイント**

改正のポイントがひと目でわかります。この内容を意識しながら学習を進めるといいでしょう。

**本文**

黒太字：知識の理由となっている部分です。理由付けは理解するためだけでなく、思い出すきっかけにもなる場所です。  
赤太字：知識として特に重要な部分につけています。

**ここがこう変わった！**

旧法と新法でどう変わるかパッと見てわかるようにしています。単位ごと、最後に見直して復習にも利用してください。

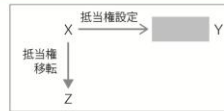
**～かんたん事例でみてみよう～**

本書の基本構造は「図表→その説明」となっています。「図表を軽く見る→本文を読む→図表に戻る」という感じで読んでいきましょう。

※上記は見本ページであり、実際の書籍とは異なります。

**図に表示されている矢印の違い**

本書には数多くの図が掲載されていますが、掲載されている矢印の形で意味合いが異なってきます。



→ 流れを示しています。権利や物がその方向で動いていると想ってください。  
※太さが異なっていても意味は同じです。

→ 債権、所有権、地上権など権利を差しています。誰が権利をもっていて、どこに向かっているかを意識してみてください。

**条文 check**

本試験では条文がそのまま出題されることがあります。覚える必要はありませんが、出てくるときに読むようにしてください。

**条文 check**

**第95条 (錯誤)**  
 1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その認識が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。  
 ① 意思表示に対応する意思を欠く錯誤  
 ② 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が事実と反する錯誤  
 2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。  
 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。  
 ① 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。  
 ② 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。  
 4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

**確認問題**

ここまでの理解を確認します。理解していればすぐに解ける肢を、主に過去問からセレクトしていますので学習の指針にしてください。  
 ×肢には「一言解説」が付いてくるので、なぜ誤っているかはここで確認してください。

**確認問題**

- 〇 Q1. Aは、A所有の宝石をBに売却する契約を締結したが、重大な過失により錯誤に陥っていた場合において、Aが錯誤に陥っていることをBが知っていたときは、Aは売買契約の取消しを主張することができる。
- 〇 Q2. 錯誤の意思表示をした者は、すべての第三者に対して、取消しを主張することができる。

【解答 & 一言解説】 Q1. 〇 / Q2. X ※ 善意・無過失の第三者には主張できません。

**第1章 重要度の高い改正点**  
**3 詐欺**

**改正のポイント**

- 第三者詐欺で取り消せる場面が増えた
- 第三者の保護される要件が変わった



ここが

どう変わった!

第三者詐欺があった場合、相手方が善意の場合に限り、取り消せる

新法  
 第三者詐欺があった場合、相手方が善意の場合だけでなく、善悪で過失がある場合にも取り消せる

～かんたん事例でみてみよう～



※上記は見本ページであり、実際の書籍とは異なります。

\*\*\*\*\*  
**本件に関するお問い合わせ** LEC 東京リーガルマインド コールセンター TEL: 0570-064-464  
**取材に関するお問い合わせ** LEC 東京リーガルマインド 総務課 TEL: 03-5913-6220